

答申第 85 号
平成 20 年 7 月 15 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

収集の制限の例外等について（答申）

平成 20 年 6 月 23 日付け諮問第 33 号で諮問のあった標記のことについては、適當と認めます。

なお、収集の制限の例外、利用及び提供の制限の例外、オンライン結合による提供の制限の例外について適當と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適當と認める理由等

1 個人情報取扱事務の概要

(1) 建築士に関する事務（建築士事務）

ア 建築士の免許・登録事務

都道府県知事は、二級建築士及び木造建築士（以下、併せて「二級建築士等」という。）の試験の合格者又は外国の建築士免許を受けた者から免許の申請があったときは、免許証を付与して建築士名簿に登録することとされています。ただし、建築士法（以下「法」という。）第 7 条の欠格事由に該当する場合は免許を付与してはならず、法第 8 条の欠格事由に該当する場合は免許を付与しないことができます。

上記事務を遂行するためには、申請者の氏名、住所、本籍地、国籍、年齢、成年被後見人等の該当性、法による行政処分歴、刑罰歴等の法令に定められた個人情報を収集する必要があります。

イ 建築士の処分・懲戒事務

都道府県知事は、法第 9 条の要件に該当するときは、二級建築士等の免許を取り消さなければなりません。この事務を遂行するためには、二級建築士等本人の死亡、成年被後見人等への該当性、刑罰歴、建築士免許の虚偽申請等、二級建築士等試験の合格の取消し等の法令に定められた個人情報を収集する必要があります。

また、都道府県知事は、法第 10 条の要件に該当するときは二級建築士等に対して懲戒することができますが、そのためには建築関係法規違反の事実及び業

務に関して不誠実な行為をした事實を収集する必要があります。

(2) 建築士事務所に関する事務（建築士事務所事務）

ア 建築士事務所の登録事務

一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）を開設しようとする者は、都道府県知事の登録を受けることとされています。都道府県知事は、法第23条の4第1項の登録拒否事由に該当するときは登録を拒否しなければならず、同条第2項の事由に該当するときは登録しないことができます。

上記事務を遂行するためには、建築士事務所の開設者及び役員（申請者が法人の場合）の破産、成年被後見人等への該当性、刑罰歴、法による行政処分歴等、並びに管理建築士の専任性に関する個人情報を収集する必要があります。

イ 建築士事務所の監督処分事務

都道府県知事は、法第26条第1項の要件に該当する場合は、建築士事務所の登録を取り消さなければなりません。この事務を遂行するためには、建築士事務所の開設者及び役員（申請者が法人の場合）の破産、成年被後見人等への該当性、刑罰歴、法による行政処分歴等、並びに管理建築士の専任性等に関する個人情報を収集する必要があります。

また、都道府県知事は、法第26条第2項の要件に該当する場合は、建築士事務所に対して監督処分を行うことができます。この事務を遂行するためには、建築士事務所の開設者の年齢、刑罰歴及び法違反の事実、並びに管理建築士、所属建築士等の処分・懲戒、違法な設計・監理の事実等の個人情報を収集する必要があります。

(3) 建築確認・検査に関する事務（建築確認等事務）

建築基準法は、建築主が一定の建築物を建築しようとするときは建築主事の確認を受けなければならず、また、建築工事が完了したときは検査を受けなければならないと規定しています。

これらの申請書類には設計者・工事管理者として資格を有する建築士の氏名等が記載されていなければならず、特定行政庁は、当該建築士の資格の有無及び処分に関する情報を収集する必要があります。

2 本件システムの概要

財団法人建築行政情報センターは、建築物の安全性や建築行政の信頼を回復するため、国の補助を受けて、建築士及び建築士事務所の登録情報を総合的に管理、提供できるようにする「建築士・事務所登録閲覧システム」（以下「本件システム」という。）を構築することとしています。

本件システムは、国、都道府県、特定行政庁、各種指定機関がそれぞれの担当事務に必要な範囲内で情報を検索・閲覧することができるものです。また、建築士及び建築士事務所は、自己の登録情報を本件システムにより閲覧し、変更申請するこ

とができます。さらに、一般国民は、法により一般の閲覧に供することとされている建築士名簿及び建築士事務所登録簿に記載されている情報の一部を、本件システムにより閲覧することができます。

3 収集の制限（本人収集の原則）の例外について

前記1のとおり、建築士事務、建築士事務所事務及び建築確認等事務（以下「建築士事務等」という。）を遂行するためには、建築士、建築士事務所の開設者、管理建築士等の個人情報を収集する必要があります。これらの情報は、申請書の記載内容、本人又は関係者の届出、他の行政機関等からの情報提供により収集しているところですが、他の行政機関等からの情報提供は必ずしも事案発生後直ちになされているとは限らず、これらの情報が多くの関係機関に行き渡るまでに1ヶ月程度のタイムラグが生じており、また、収集した多くの情報を検索するのに事務処理上の困難が生じているところです。

本件システムを通じて業務に必要な個人情報を収集し、また、必要に応じて国、他の都道府県、指定機関に照会する体制を構築することによって、必要な情報を正確かつタイムリーに収集することができるので、建築士事務等をより円滑かつ適正に遂行することができるようになります。

よって、本件システムから又は他の行政機関等から建築士等の個人情報を収集することは必要であると認められます。

4 利用及び提供の制限の例外について

建築士事務等は、国、他の都道府県、特定行政庁及び指定機関においてもそれ実施されているところですが、本県と同様に、これらの機関においても建築士等の個人情報を正確かつタイムリーに収集する必要があります。

本県が、本件システムに建築士等の個人情報を提供し、また、他の行政機関等からの照会に応じてこれらの情報を提供することにより、建築士事務等を全国的により円滑かつ適正に遂行することができるようになります。

よって、建築士等の個人情報を当初の収集目的以外に提供することには、公益上の必要性があり、適当であると認められます。

5 オンライン結合による提供制限の例外について

(1) 本県が本件システムに建築士等の個人情報を提供することにより、国、都道府県、特定行政庁及び指定機関が建築士事務等を全国的により円滑かつ適切に遂行することができるようになります。また、建築士等が自己の登録情報を閲覧・変更できるという利便性があり、一般国民が建築士及び建築士事務所に係る情報の一部を閲覧できることによって消費者の保護にも資することになるので、本件システムは有用性のある手段であると認められます。

(2) 次のとおり個人情報が慎重に取扱われていることから、本人の権利利益を侵害

するおそれがないものと認められます。

ア 本件システムに提供する個人情報は、建築士事務等に必要なものに限られており、また、各システム利用者が検索・閲覧等できる情報は、それぞれの利用者における必要な情報に限定されています。仮に本県が本件システムに入力した情報に誤りがあることが判明した場合は、本人からの申し出又は職権により本県が訂正の入力することとしています。

イ 本件システムでは、基本的に L G W A N 又は I P - V A N 回線という専用利用できる回線を使用することで、外部への情報漏洩を防止しています。また、建築士及び建築士事務所、インターネットを通じて個人情報を受送信するときは、個人情報を暗号化することとしています。さらに、サーバと通信経路との間にファイアウォールを設け、利用組織ごとに I D ・ パスワードを設置するなど、外部からの不正アクセスを防止する技術的な措置が取られています。

また、各利用組織においても端末機の管理責任者を決め（本県においては本庁の担当係及び県民局の担当課）システムの登録者、照会者、閲覧者等のアクセス資格を設け、 I D ・ パスワードの管理責任者を定め、これらを定期的に更新するなど、組織管理面からの安全管理措置も取られています。

6 過去の同様の答申の整理について

「特定行政庁等に対して二級建築士や一級建築士事務所の開設者の処分状況を周知させるため、収集目的以外の目的に利用又は提供する場合」については、平成 9 年 3 月 17 日付け答申第 1 号（利用及び提供の制限の例外の 6 番）において例外取扱を認めていたところですが、その内容はこの答申に吸収され、今後は必要がなくなるため、廃止します。